

# 健保組合からのお知らせ

兵庫県運輸業健康保険組合

## マイナンバー（個人番号）提出のお願い

平成28年1月からマイナンバー制度の運用が開始され、平成29年1月から健康保険組合は個人番号利用事務実施者（主に税務署、年金事務所、健康保険組合、ハローワーク）として、健康保険の資格確認や保険給付の手続きでマイナンバーの利用が始まります。

このため、事業主様を通じて、加入員の皆さまのマイナンバーの提出をお願いしていますので、よろしくご協力をお願いいたします。

## パート、アルバイトの短時間労働者の 被扶養者資格の確認のお願い

本年10月1日からパートやアルバイトで就労しておられる方の健康保険・厚生年金保険の適用の範囲が拡大されました。

現在、被扶養者で下記の要件にすべて該当する場合は、勤務先で社会保険に加入することになり、当組合の被扶養者には該当しませんので、ご家族の状況を確認していただき、すみやかに被扶養者抹消届を提出してください。

週の所定労働日数が20時間以上あること

雇用期間が1年以上見込まれること

賃金月額が8万8千円以上あること

学生でないこと

常時501人以上の事業所（特定適用事務所）に勤めていること



## “厚生年金保険の標準報酬月額等級”の下限の見直しについて

国民年金法等の一部を改正する法律の一部が平成28年10月1日から施行され、厚生年金保険の標準報酬月額等級の下限が見直され、第1級88千円が追加され31等級になります。

【現 行】		【改 正 後】	
等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
1	98,000	1	88,000
2	104,000	2	98,000
...	...	3	104,000
29	590,000	30	590,000
30	620,000	31	620,000

この改正により、標準報酬月額が第1級(88千円)であって、報酬月額が83,000円未満の方が昇給したことにより、3カ月の算定月額が第2級(98千円)の標準報酬月額に該当することになった場合、または標準報酬月額が第2級(98千円)の方が降給したことにより、3カ月の算定月額が83,000円未満となった場合は月額変更となります。

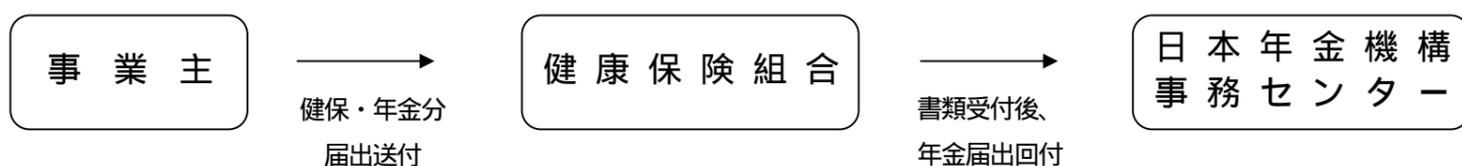
## 厚生年金保険適用関係届・国民年金第3号被保険者届の 回付廃止のご協力のお願い

現在、厚生年金保険適用関係届は、健康保険適用関係届と併せて提出していただき日本年金機構事務センターに回付していますが、マイナンバー法が施行されたことに伴い、平成29年1月から国民年金第3号被保険者を除く適用関係届について回付事務を廃止いたしますので、よろしくご協力をお願いします。

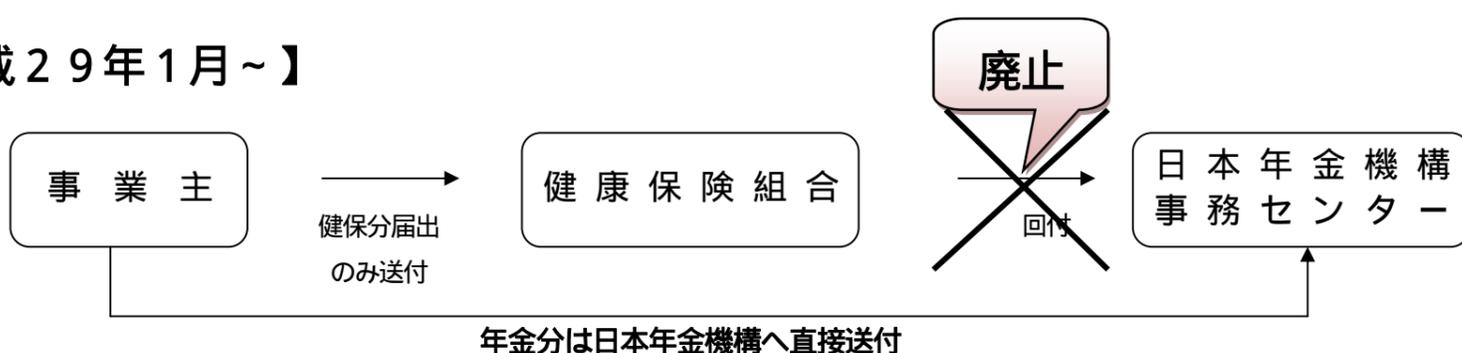
また、国民年金第3号被保険者届も当組合の証明にかえて、事業主の証明をもって届出することが可能になりますので、原則、適用関係届と同様に回付事務を廃止させていただきます。

なお、国民年金第3号被保険者届をこれまでどおり当組合から回付するためには、委託契約の締結が必要になります。

### 【現行】



### 【平成29年1月~】



## 被扶養者資格の再確認について

当組合では、被扶養者の適正な認定と把握及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくために再確認を実施いたします。実施要領は11月1日に被扶養者のリストと共に事業主様に送付させていただきます。

この再確認は、保険給付や高齢者医療制度における納付金・支援金の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多忙中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## インフルエンザ予防接種費用の補助を実施

インフルエンザの季節となりました。インフルエンザは例年12月～3月頃に流行します。ワクチンによる効果がでるまでに2週間程度を要することから、12月上旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。当組合では本年度もインフルエンザ予防対策として、予防接種の費用の一部を補助しています。この機会に予防接種を受けいただき、感染予防に努めましょう。なお、補助金請求については下記のとおりですので、「インフルエンザ予防接種補助金請求書」をホームページよりダウンロードして、事業所で取りまとめて申請してください。

対象者	接種日に当組合の被保険者資格及び被扶養者の資格を有する方
補助金額	年1回に限り、費用の半額（2,000円を上限とします。）
添付書類	受診機関の領収書の写し
申請締切日	平成29年3月31日（金）（厳守してください。）



## 非肥満の生活習慣病リスク保有者にかかる 訪問保健指導事業の実施について

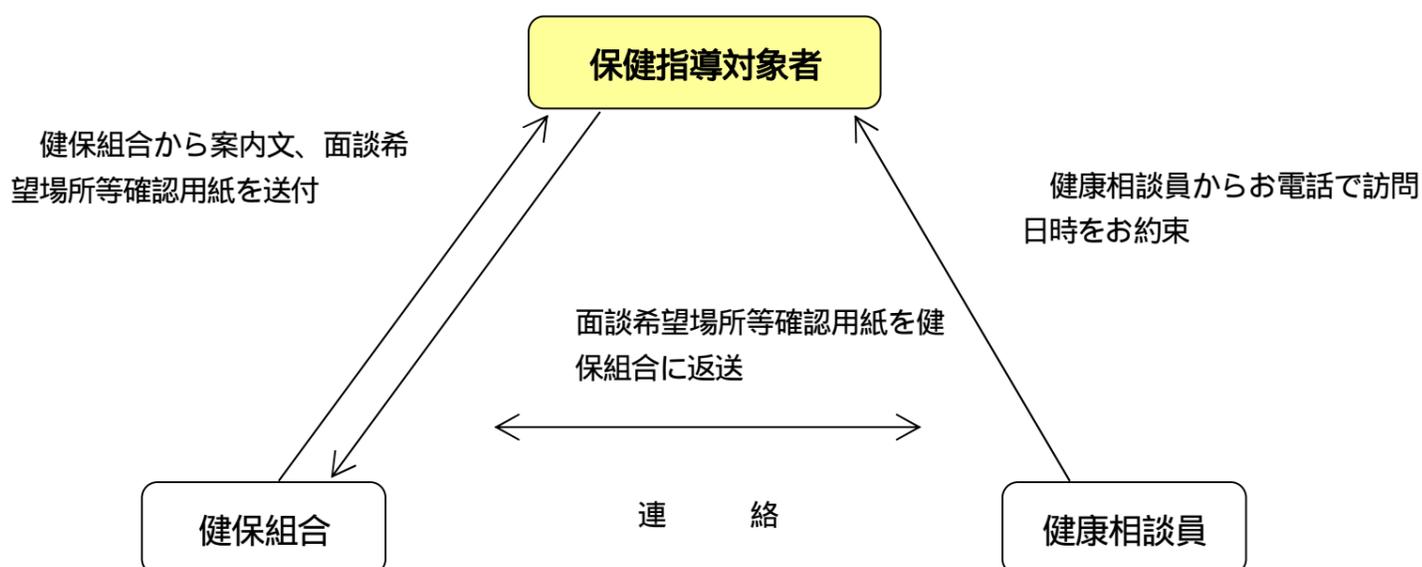
平成20年度から「特定健診・特定保健指導」が医療保険者に義務づけられ、特定健診・特定保健指導を実施しておりますが、非肥満の方は保健指導の対象にはなっておりません。

非肥満の方でも血圧や血糖などの値が高めの場合、心筋梗塞などの心疾患や糖尿病発症の危険性が高まっていることが分かっており、非肥満者についての対策が求められております。

このため、当組合におきましても健診データ、レセプトデータを基に非肥満で生活習慣病のリスク保有の方を抽出し保健指導を実施することとしました。

この事業は、当組合が委託契約したSOMPORリスケアマネジメントの健康相談員（主に保健師）が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果を基に専門的な立場から助言を行い、心血管疾患や糖尿病の重症化予防を支援するものです。対象者様には、文書でご案内をさせていただきますので、事業主様におかれましては、本事業への積極的な参加を奨励していただきますようお願いいたします。

### 初回個別面談までのながれ



### 特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆さまに特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はもうお済でしょうか。受診券の有効期限が10月31日となっておりますので、有効期限までに受診していただくようお願いいたします。有効期限以降は受診できませんので、やむを得ず有効期限後に受診される方は受診券を差し替えますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。かかりつけ医でも受診できますので、健康チェックのため、是非とも受診してください。